

講義名	経済法 B		
科目区分	学部専門科目		
担当教員	小畑 徳彦		
開講期・曜日・時限	後期 水曜日 1時限		
履修開始年次	3年生	単位数	2
		講義コード	31061

主題と概要

この講義では、最近の違反事例を紹介しながら、企業が事業活動を行う際の基本ルールを定めている独占禁止法とそれに関連する下請法及び景品表示法について学びます。
どの法律も、事業活動を行って行く上で知っておかなければならない大切な法律です。
経済法Aと合わせて、社会に出て経済活動に携わっていくために必要不可欠ともいえる経済法の考え方や知識を身につけてください。

到達目標

独占禁止法のうち不公正な取引方法及びそれに関連する景品表示法及び下請法について、どのような行為がなぜ禁止されているのか、違反した場合にどのような行為がとられるのかを理解し、具体的な事例に当てはめて、違反となるかどうか、どの条項に該当するかを判断し、それを説明できるようになる。

提出課題

授業の理解度を確認するため、毎回確認テスト（論述式）を行い答案を提出してもらう。
そのほか、3回程度小テスト（論述式、持ち帰って解答を書いて提出）を行う。

評価の基準

小テスト30%、定期試験（論述式、すべて持ち込み可）70%

履修にあたっての注意・助言他

勉強して内容を理解し、事例に当てはめることができるようにならなければ単位はとれません。
しっかりと授業を受けて確認テストの問題を解き、復習して次回の解説を聞いて自分の理解が正しいかどうか確認しさらに復習するといった地道な学習を続けることが大切です。
分からないことがあれば、参考文献を読んだりオフィスアワーに質問に来るなどして、確実に理解するようにしてください。
できれば経済法Aと合わせて履修してください。
この科目の履修の前に法学入門を履修するなどして法律の基礎知識を学んでおくと、理解しやすいでしょう。

教科書

.使用しない.

プリント資料及び参考文献

毎回レジュメを配布する。その他、適宜資料を配布する。
配布したレジュメ・資料と授業で使用したスライドは、RYUKA PORTALに掲載する。
<参考文献>
菅久修一編著『はじめて学ぶ独占禁止法』商事法務 2400円
鈴木加人、小畑徳彦他『TXT経済法』法律文化社 2700円
川濱昇ほか『ベーシック経済法（第4版）』有斐閣アルマ 2000円

授業計画

1. 独占禁止法の概要
2. 不公正な取引方法とは何か
3. 再販売価格の拘束
4. 排他条件付取引
5. 拘束条件付取引
6. 不当な取引拒絶
7. 差別的取扱、不当廉売
8. 競争者に対する取引妨害、抱き合わせ販売
9. 不当な利益による顧客誘引
景品表示法（1）景品表示法の概要、景品類の制限及び禁止
10. 欺まんの顧客誘引
景品表示法（2）不当表示の禁止
11. 優越的地位の濫用
12. 下請法（1）下請法の概要、下請法が適用される取引
13. 下請法（2）親会社の義務と禁止行為
14. 不公正な取引方法に対する措置（1）排除措置命令、課徴金納付命令
15. 不公正な取引方法に対する措置（2）差止請求、損害賠償請求

予習・復習

シラバスを見て次回の授業について参考書等で予習する。（各回1時間）
授業を受けた後、配布したレジュメや資料、スライド（RYUKA PORTALに掲載）を利用して授業の内容を復習する。そして、授業の最後に出された問題をもう一度解いてみて、次回の授業の際の問題解説で確認し再度復習する。（各回3時間）
小テストは成績の30%を占めるので、レジュメや資料、参考書を利用して十分に調べた上で答案を作成し、必ず提出する。

備考

毎回の確認テストや小テストは提出しただけでは点数になりません。しっかりと授業を聴き、復習し、問題の解説を聴いて、合格点がとれるよう努力してください。毎回の確認テストや3回程度行う小テストを解き、解説を聴いて復習し理解することが定期試験対策にもなります。